

## 令和6年4月以降における変更点

### 令和6年3月末まで

- 新型コロナワクチン接種は、全て予防接種法上の『特例臨時接種』として実施。
- 新型コロナワクチン接種の副反応による健康被害が生じた場合には、年齢等にかかわらず、予防接種法に基づく『予防接種健康被害救済制度』による救済を受けることができる。



### 令和6年4月以降

- 令和6年3月末で『特例臨時接種』を終了し、令和6年4月以降は、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的とし、新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置付けた上で、毎年秋冬に1回その年のウイルス株に対応するワクチンの接種を、以下の人について、予防接種法に基づく定期接種として実施。
  - ① 65歳以上の高齢者
  - ② 一定の基礎疾患を有する60歳から64歳の人（インフルエンザワクチン等の接種対象者と同様）
- また、令和6年度以降は、新型コロナワクチンは他のワクチンと同様に一般流通が行われる見込みであり、上記の定期接種の対象者以外であっても、予防接種法に基づかない『任意接種』として接種の機会を得ることができる。
- 『任意接種』で新型コロナワクチン接種を行い、副作用による健康被害が生じた場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく『医薬品副作用被害救済制度』により救済を受けることができる。